

「宮城県新商品特定随意契約制度」について

H21.5.29 経済商工観光部新産業振興課

1 制度の概要

地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定に基づく、「新商品の生産による新たな事業分野の開拓を図る者」の認定を行うことにより、県の物品調達において随意契約による購入が可能となるもの。

○目的：県の認定により社会的な認知度の向上を図ること、また県における購入の機会・可能性を増やすことにより、新商品の販売実績づくりと売上増を直接的に支援することを目的とするもの。

○対象者：中小企業基本法第2条に規定する宮城県内に所在する中小企業者で、新商品の生産による新たな事業分野の開拓を図る者

○認定に係る要件：地方自治法施行規則に定める以下のいずれにも適合するもの

- ① 既に企業化されている商品とは通常の取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであっても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。 ⇒（新規性、独自性）
- ② 事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。 ⇒（社会的有用性）
- ③ 新商品の生産の実施方法、実施に必要な資金の額及びその調達方法が、新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。 ⇒（事業実施の確実性）

2 制度の効果

○国や市町村あるいは民間企業等に対して、新商品の認定事実のPRが行われることにより、社会的認知度の向上が図られる。

○認定を受けた新商品は、県が物品購入契約の場合において通常の競争入札制度によらない随意契約により調達することが可能となる。

3 現状

○地方自治法上、この制度の随意契約の対象は物品の購入であり、役務調達、業務委託、工事請負等の中で扱われる新商品については随意契約の対象外である。

○県では、この制度を通常の業務の執行上必要となる物品購入に活用。試験的に購入する取り組みではないことから、通常の予算の範囲内での調達となる。

○販路拡大、社会的認知度の向上を目的とした申請が多いことから、県の業務執行上必要となるかどうかの観点のない認定として運用。

○平成20年度末現在：認定事業者数 23事業者、認定に係る新商品 25品

県購入実績（平成17～19年度） 4商品 1,544千円

※ 認定事業者からの聞き取り調査により把握

4 今後の対応

○法令の主旨、業務執行上の必要性、県の財政状況等を踏まえ、新商品を試験的に購入する仕組みづくりを今後研究。

○市町村に対して同制度の導入の促進を図る。